

令和8年度山添村空き家改修事業等補助金募集要項

○趣旨

山添村への移住及び定住を促進し、定住人口の確保と増加を図るため、本村への定住等を目的とした空き家の改修又は家財道具の整理を行った者に対し、予算の範囲内において補助します。

○対象者：

(1) 定住を目的とし、空き家を購入又は賃借する方、

または、その方と賃貸契約又は売買契約を結ぶ空き家を所有されている方。

※ただし、空き家バンクの利用者は以下の全ての条件を満たす必要があります。

・申請時において、本村に住民登録を有していない方で、村外に3年以上住民登録を有している方、

または、住民登録を有した日から起算して2年を経過していない方で、本村に住民登録を有する前に村外に3年以上住民登録を有していた方。

・当該改修工事に関して、この要綱以外に国、県又は村の制度により補助及び補償等を受けていない方

※山添村浄化槽設置整備事業補助金による補助は除く。

・本村に住民登録を有してから10年以上定住する意思があり、住居地の自治会に加入する方。

(2) 社宅等への利活用を目的とし、空き家を購入又は賃借する方

※ただし、以下の全ての条件を満たす必要があります。

・当該改修工事に関して、この要綱以外に国、県又は村の制度により補助及び補償等を受けていない方

・10年以上社宅等として使用する意思がある方

○対象物件：

山添村空き家バンクに登録されている物件

○補助対象事業

(1) 空き家改修事業

- ・原則として村内施工業者により行う住宅改修工事
- ・申請日の属する年度の2月28日までに完了する工事
- ・建築基準法その他法令に違反しない工事

(2) 空き家家財道具等整理事業

・空き家の所有者が空き家バンクの登録を受けたとき、

または、売買契約もしくは賃貸借契約の締結後に実施する家財道具の処分や屋内、屋外の清掃。

○補助金額

補助対象区分	補助額
空き家改修事業	補助対象工事費の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、150万円を限度とする。
空き家家財道具等整理	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、25万円を限度とする。

○申請受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年11月30日（月）まで

※ただし、申請受理件数が2件に達し次第受付を終了します。

○申請手続き

申請にあたっては、所定の申請書に以下の必要書類を添えて、山添村地域振興課窓口まで持参するか、郵送にて提出してください。

- ・山添村空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）※改修の場合
- ・山添村空き家家財道具等整理事業補助金交付申請書（様式第2号）※家財道具の整理の場合

■添付書類

- ・個人の場合は住民票の写し、法人等の場合は登記簿謄本又は開業届等の写し
- ・売買又は賃貸契約書の写し
- ・空き家の改修または家財道具の整理にかかる見積書の写し
- ・空き家の改修内容を明らかにする図面等 ※改修の場合
- ・空き家の改修または家財道具の整理にかかる施工予定箇所の写真
- ・住宅等を賃貸している場合は所有者の承諾書

※申請書類提出前に、補助制度の対象となるか事前に確認してください。